

判決年月日	平成 2 5 年 3 月 2 1 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成24年(行ケ)10239号		

○清澄剤により清澄ガスが発生する溶融ガラスの清澄方法において、溶融ガラスが1700℃ないし2800℃の温度に加熱されることを特徴とする「溶融ガラスの清澄方法」という名称の本願発明の容易想到性の判断に当たり、これと対比すべき引用発明が清澄剤により清澄ガスが発生させる化学的清澄方法ではないからこの点が相違点となると認定した上で、引用例には引用発明の物理的清澄方法に対して本願発明の化学的清澄方法を組み合わせる示唆も動機付けもなく、化学的清澄方法において1700℃以上の温度で清澄剤を使用することや、引用発明に対して化学的清澄方法を組み合わせることを示唆ないし動機付ける証拠の存在が認められないとして、引用発明に基づいて本願発明を容易に想到することができたとした審決を取り消した事例

(関連条文) 特許法 2 9 条 2 項

原告は、清澄剤により清澄ガスが発生する溶融ガラスの清澄方法において、溶融ガラスが1700℃ないし2800℃の温度に加熱されることを特徴とする「溶融ガラスの清澄方法」という名称の本願発明について特許出願したが、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求した。特許庁は、「熱可塑性材料溶融方法」という名称の発明（引用発明）の公開特許公報（引用例1）に基づいて当業者が本願発明を容易に想到することができたとして、上記請求が成り立たないとの審決をした（本件審決）。そこで、原告は、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した。

本判決は、次のように判示して、本件審決を取り消した。

本願発明の特許請求の範囲の記載にいう「清澄ガス」は、専ら清澄剤の添加により溶融ガラスを清澄する化学的清澄方法において、清澄剤の添加により発生するガスを意味するものと解するのが相当であるところ、引用発明における清澄は、溶融ガラスを1800℃ないし2000℃の温度に加熱することのほか、バッチ内電極等によるホットスポット精製を行う構成を組み合わせてもよいという物理的清澄方法であって、溶融ガラスに清澄剤を添加して清澄ガスを発生させることについては、引用例1には何ら記載も示唆もない。したがって、引用発明は、「溶融ガラス中より清澄ガスが発生する」溶融ガラスの清澄方法であるとはいえないから、この点は、相違点となる。

本願発明と引用発明とでは、技術分野及び溶融ガラスが1800℃ないし2000℃の温度に加熱される点で共通するが、解決すべき課題が同一あるいは重複しているとはいえない。また、引用例1には、物理的清澄方法に対して清澄剤を添加して化学的清澄方法により溶融ガラスを清澄することを組み合わせることについては、示唆も動機付けもない。

さらに、化学的清澄方法が実施される熔融ガラスの温度は、最高でも1620℃であって、それを超える温度とする例は見当たらず、また、それを超える温度で清澄剤を使用することについて示唆する証拠も見当たらないから、化学的清澄方法において1700℃以上の温度で清澄剤を使用することや、1800℃ないし2000℃の温度で熔融ガラスを物理的清澄方法により清澄する引用発明に対して、清澄剤を添加して化学的清澄方法により熔融ガラスを清澄する発明を組み合わせることについては、本件においてはこれを示唆ないし動機付ける証拠の存在が認められない。

以上のとおりであるから、引用例1に接した当業者は、清澄剤が熔融ガラスに添加されることを容易に想到することができず、引用発明に基づいて本願発明を容易に想到することができなかったものというべきであるから、これに反する本件審決は、取消を免れない。